## 第2章 事業所調査の集計結果

## 1 回答事業所の概要

## 1.1 主要事業内容別構成【第1表】

主要事業内容別構成


## 1．2 常用労働者数規模別構成【第 6 表】

常用労働者数規模別構成


○全事業所における常用労働者数規模別構成については，全常用労働者数が「30～99人」が $42.0 \%$ で最も多く，以下，「 $100 ~ 299$ 人」が $23.5 \%$ ，「 1000 人以上」が $11.3 \%$ と続いている。また，「100人未満」規模事業所が $49.6 \%$ で，「500人以上」は17．2 \％ となっている。

## 1.3 主要事業内容別構成（契約社員及び無期転換社員雇用事業所）【第2，4表】

## 主要事業内容別構成（契約社員及び無期転換社員雇用事業所）



○契約社員雇用事業所における主要事業内容別構成については，「サービス業」が $17.1 \%$ で最も多く，以下，「卸売•小売業」が $13.1 \%$ ，「医療，福祉」が $12.8 \%$ ，「情報通信業」が $12.5 \%$ と続いている。
○無期転換社員雇用事業所における主要事業内容別構成については，「サービス業」 が $19.3 \%$ で最も多く，以下，「医療，福祉」が $16.0 \%$ ，「卸売•小売業」が $13.4 \%$ ，「製造業」，「情報通信業」，「教育，学習支援業」が $10.1 \%$ と続いている。

## 1.4 常用労働者数規模別構成（契約社員及び無期転換社員雇用事業所）【第7，9表】

契約社員雇用事業所における常用労働者数規模別構成

$\square 29$ 人以下
$\square 30 ~ 99$ 人
$\square 100$～299人
图 $300 ~ 499$ 人
亿 $500 ~ 999$ 人
图 1000 人以上
$\square$ 無回答

○契約社員雇用事業所における常用労働者数規模別構成については，全常用労働者数 が「30～99人」規模の事業所が $32.7 \%$ で最も多く，以下，「 $100 \sim 299$ 人」（ $31.2 \%$ ），「 1000 人以上」（ $14.1 \%$ ），「300～499人」（8．9 \％）と続いている。全事業所と比べると，契約社員雇用事業所は企業規模が大きい事業所の割合が高く なっている

## 無期転換社員雇用事業所における常用労働者数規模別構成

令和元年度 全体（n＝119）


○無期転換社員雇用事業所における常用労働者数規模別構成については，全常用労働者数が「100～299人」規模の事業所が $35.3 \%$ で最も多く，以下，「 1000 人以上」
（ $19.3 \%$ ），「 $30 ~ 99$ 人」（ $18.5 \%$ ），「 $300 ~ 499$ 人」（ $12.6 \%)$ と続いている。
全事業所と比べると，無期転換社員雇用事業所は企業規模が大きい事業所の割合が高くなっている。

## 1.5 過去 3 年間の採用者数【第 11～14 表】

## 1．5．1 過去 3 年間の正社員採用者数【第 11 表】

過去 3 年間の正社員採用者数


○全事業所において，過去 3 年間で採用した正社員数は，「 10 人未満」が $30.3 \%$ で最 も多く，「 10 人以上 30 人未満」（ $27.8 \%$ ）とあわせると過半数を占めている。

## 1．5．2 過去3年間の契約社員採用者数【第 14 表】

過去 3 年間の契約社員採用者数


○全事業所において，過去 3 年間で採用した契約社員数は，「 10 人未満」が $23.5 \%$ ，「採用なし」が $38.0 \%$ となっている。

過去 3 年間の契約社員採用者数（正社員•契約社員比率）


○全事業所における過去 3 年間の正社員と契約社員の採用者数の合計を 100 としてそ の比率を見ると，正社員が $74.6 \%$ ，契約社員が $25.4 \%$ となっている。

○主要事業内容別に見ると，正社員の採用割合は，「不動産業」（ $94.6 \%$ ），「金融•保険業」（ $94.2 \%$ ），「建設業」（ $92.1 \%$ ）で高くなっている。一方，契約社員の採用割合は，「飲食店，宿泊業」（56．6\％），「教育，学習支援業」（ $55.9 \%$ ），「その他」 （44．9\％），「サービス業」（43．4 \％）で高くなっている。

## 1.6 労働組合の有無【第 17 表】

## 労働組合の有無



○労働組合の有無については，「あり」が $23.0 \%$ ，「なし」が $73.9 \%$ となっている。

## ＜企業規模別＞労働組合の有無

| ○企業規模別に見ると，労働 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 組合が「あり」とした事業所 | 全体 | （ $n=723$ ） |
| の割合は，「29人以下」規模 | 29人以下 | （ $\mathrm{n}=55$ ） |
| 事業所では36\％であるが | 30～99人 | （ $n=304$ ） |
| 模が大きくなるにつれて上 | 100～299入 | （ $n=170$ ） |
| 模が大きくなるにつれ | 300～499入 | （ $\mathrm{n}=50$ ） |
| 昇し，「1000人以上」規模事 | 500～999入 | （ $\mathrm{n}=43$ ） |
| 業所では69．5\％となってい | 1000人以上 | （ $n=82$ ） |
| る。 |  |  |

## 2 就業形態別従業者数【第22，26表】

## 就業形態別従業者数



○就業形態別の従業員数の割合は，「正社員」が $66.1 \%$ を占めて最も多く，以下，「有期パートタイマー」が $14.0 \%$ ，「契約社員」と「派遣労働者」が5．9\％，「無期パート タイマー」が $3.3 \%$ ，「嘱託社員」が2．9 $\%$ と続いている。

就業形態別従業者数（主要事業内容別）


○各就業形態別にその割合が高い業種は以下となっている。

|  | 正社員 | 契約社員 | 無期転換社員 | 有期パートタイマー |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1位 | 製造業（84．8\％） | サービス業（15．5\％） | サービス業（2．5\％） | 教育，学習支援業（32．7\％） |
| 2位 | 建設業（83．7\％） | 金融•保険業（10．7\％） | 卸売•小売業（1．7\％） | 卸売•小売業（23．6\％） |
| 3位 | 運輸業（72．9\％） | 教育，学習支援業（10．0\％） | 教育，学習支援業（1．7\％） | 不動産業（23．4\％） |


|  | 無期パートタイマー | 嘱託社員 | 派遣労働者 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 1 位 | 飲食店，宿泊業（42．7\％） | 金融•保険業（13．2\％） | 情報通信業（22．6\％） |
| 2位 | 医療，福祉（5．6\％） | 運輸業（5．2\％） | その他（8．4\％） |
| 3位 | 卸売•小売業（5．2\％） | 建設業（4．9\％） | 不動産業，サービス業（5．0\％） |

就業形態別従業者数（男女別，全常用労働者数別）


○各就業形態別にその割合が高い全常用労働者数は以下となっている。

|  | 正社員 | 契約社員 | 無期転換社員 | 有期パートタイマー |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1位 | 1000人以上 男性（81．4\％） | 29人以下 女性（10．1\％） | 100～299人 女性，（2．1\％） | 500～999人 女性（38．0\％） |
| 2位 | 29人以下 男性（76．6\％） | 500～999人 男性（7．7\％） | 500～999人 女性（2．1\％） | 100～299人 女性（22．9\％） |
| 3位 | 30～99人 男性（76．5\％） | 500～999人 女性（7．6\％） | 29人以下 男性（1．9\％） | 29人以下 女性（22．6\％） |


|  | 無期パートタイマー | 嘱託社員 | 派遣労働者 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 1位 | 29 人以下 女性（16．5\％） | $100 \sim 299$ 人 男性（5．7\％） | $100 \sim 299$ 人 女性（7．1\％） |
| 2位 | $30 \sim 99$ 人 女性（13．1\％） | $300 \sim 499$ 人 男性（4．7\％） | 1000 人以上 女性（6．0\％） |
| 3位 | $100 \sim 299$ 人 女性（9．1\％） | $500 \sim 999$ 人 男性（4．0\％） | $500 \sim 999 人$ 女性（5．1\％） |

## 3 有期雇用労働者の雇用開始年次

有期雇用労働者の雇用開始年次

|  | 回答数 （件） | $\begin{aligned} & \text { 2016~ } \\ & \text { 2019年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2011~ } \\ & \text { 2015年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2006~ } \\ & \text { 2010年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2001~ } \\ & \text { 2005年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 1996~ } \\ & \text { 2000年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 1991~ } \\ & \text { 1995年 } \end{aligned}$ | 1990年以前 | 無回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 契約社員 | 348 | 9．8\％ | 15．8\％ | 14．4\％ | 13．5\％ | 6．3\％ | 5．2\％ | 24．4\％ | 10．6\％ |
| 有期パートタイマ | 350 | 8．0\％ | 11．7\％ | 11．4\％ | 12．0\％ | 8．0\％ | 6．3\％ | 37．1\％ | 5．4\％ |
| 嘱託社員 | 305 | 11．5\％ | 14．8\％ | 19．3\％ | 11．5\％ | 5．6\％ | 2．0\％ | 28．2\％ | 7．2\％ |
| 派遣労働者 | 267 | 15．7\％ | 14．6\％ | 16．5\％ | 19．1\％ | 10．5\％ | 3．0\％ | 12．0\％ | 8．6\％ |

## 3.1 契約社員【第 30 表】

＜企業規模別＞契約社員の雇用開始年次

|  | 回答数 （件） | 2016～ 2019年 | 2011～ 2015年 | 2006～ 2010年 | 2001～ <br> 2005年 | 1996～ 2000年 | 1991～ 1995年 | 1990年以前 | 無回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 令和元年度 全体 | 348 | 9．8\％ | 15．8\％ | 14．4\％ | 13．5\％ | 6．3\％ | 5．2\％ | 24．4\％ | 10．6\％ |
| 平成27年度 全体 | 406 | － | 14．8\％ | 21．2\％ | 14．5\％ | 9．9\％ | 4．4\％ | 29．1\％ | 6．2\％ |
| 29人以下 | 18 | 16．7\％ | 16．7\％ | 22．2\％ | 0．0\％ | 5．6\％ | 11．1\％ | 11．1\％ | 16．7\％ |
| 30～99人 | 112 | 12．5\％ | 17．0\％ | 18．8\％ | 12．5\％ | 4．5\％ | 4．5\％ | 17．9\％ | 12．5\％ |
| 100～ 299 人 | 109 | 11．9\％ | 17．4\％ | 13．8\％ | 10．1\％ | 8．3\％ | 6．4\％ | 25．7\％ | 6．4\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 30 | 3．3\％ | 10．0\％ | 16．7\％ | 20．0\％ | 6．7\％ | 6．7\％ | 30．0\％ | 6．7\％ |
| $500 \sim 999$ 人 | 29 | 3．4\％ | 10．3\％ | 10．3\％ | 13．8\％ | 6．9\％ | 3．4\％ | 31．0\％ | 20．7\％ |
| 1000人以上 | 48 | 2．1\％ | 16．7\％ | 2．1\％ | 25．0\％ | 6．3\％ | 2．1\％ | 35．4\％ | 10．4\％ |

○契約社員の雇用開始年次は，「1990年以前」が $24.4 \%$ で最も多く，以下，「2011～2015年」 が $15.8 \%$ ，「2006～2010年」が $14.4 \%$ と続いている。
○企業規模別に見ると，契約社員を「2001年以降」に活用するようになった事業所の割合は全企業規模平均では $53.5 \%$ であるが，「 $30 \sim 99$ 人」規模事業所（ $60.8 \%$ ）で全企業規模平均 を超えている。

## 3.2 有期パートタイマー【第31表】

＜企業規模別＞有期パートタイマーの雇用開始年次

|  | 回答数 （件） | $\begin{aligned} & \text { 2016~ } \\ & \text { 2019年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2011~ } \\ & \text { 2015年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2006~ } \\ & \text { 2010年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2001~ } \\ & \text { 2005年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 1996~ } \\ & \text { 2000年 } \end{aligned}$ | 1991～ 1995年 | 1990年以前 | 無回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 令和元年度 全体 | 350 | 8．0\％ | 11．7\％ | 11．4\％ | 12．0\％ | 8．0\％ | 6．3\％ | 37．1\％ | 5．4\％ |
| 平成27年度 全体 | 433 | － | 9．7\％ | 15．2\％ | 13．4\％ | 7．4\％ | 6．9\％ | 41．8\％ | 5．5\％ |
| 29人以下 | 22 | 13．6\％ | 18．2\％ | 9．1\％ | 13．6\％ | 4．5\％ | 9．1\％ | 22．7\％ | 9．1\％ |
| 30～99人 | 126 | 10．3\％ | 13．5\％ | 16．7\％ | 12．7\％ | 8．7\％ | 5．6\％ | 27．0\％ | 5．6\％ |
| $100 \sim 299$ 人 | 95 | 11．6\％ | 6．3\％ | 3．2\％ | 13．7\％ | 12．6\％ | 7．4\％ | 37．9\％ | 7．4\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 31 | 0．0\％ | 12．9\％ | 25．8\％ | 3．2\％ | 3．2\％ | 16．1\％ | 38．7\％ | 0．0\％ |
| $500 \sim 999$ 人 | 30 | 0．0\％ | 3．3\％ | 3．3\％ | 10．0\％ | 3．3\％ | 3．3\％ | 66．7\％ | 10．0\％ |
| 1000人以上 | 45 | 2．2\％ | 20．0\％ | 11．1\％ | 11．1\％ | 4．4\％ | 0．0\％ | 51．1\％ | 0．0\％ |

○有期パートタイマーの雇用開始年次は，「1990年以前」の事業所の割合が $37.1 \%$ で最も多 く，以下，「2001～2005年」が $12.0 \%$ ，「2011～2015年」が $11.7 \%$ と続いている。
○企業規模別に見ると，有期パートタイマーを「2001年以降」に活用するようになった事業所の割合は全企業規模平均では $43.1 \%$ であるが，「 29 人以下」（ $54.5 \%$ ），「 $30 \sim 99$ 人」
（ $53.2 \%$ ），「 1000 人以上」（ $44.4 \%$ ）規模事業所で，全企業規模平均を越えている。

## 3.3 嘱託社員【第 32 表】

＜企業規模別＞属託社員の雇用開始年次

|  | 回答数 （件） | $\begin{aligned} & \text { 2016~ } \\ & \text { 2019年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2011~ } \\ & \text { 2015年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2006~ } \\ & \text { 2010年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2001~ } \\ & \text { 2005年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 1996~ } \\ & \text { 2000年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 1991~ } \\ & \text { 1995年 } \end{aligned}$ | 1990年以前 | 無回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 令和元年度 全体 | 305 | 11．5\％ | 14．8\％ | 19．3\％ | 11．5\％ | 5．6\％ | 2．0\％ | 28．2\％ | 7．2\％ |
| 平成27年度 全体 | 413 | － | 17．4\％ | 19．9\％ | 11．6\％ | 5．1\％ | 5．1\％ | 31．7\％ | 9．2\％ |
| 29人以下＊ | 5 | 40．0\％ | 20．0\％ | 0．0\％ | 20．0\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 20．0\％ | 0．0\％ |
| 30～99人 | 98 | 17．3\％ | 15．3\％ | 23．5\％ | 10．2\％ | 6．1\％ | 2．0\％ | 19．4\％ | 6．1\％ |
| $100 \sim 299$ 人 | 100 | 11．0\％ | 19．0\％ | 18．0\％ | 10．0\％ | 4．0\％ | 2．0\％ | 31．0\％ | 5．0\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 24 | 8．3\％ | 0．0\％ | 29．2\％ | 12．5\％ | 8．3\％ | 8．3\％ | 33．3\％ | 0．0\％ |
| 500～999 人 | 29 | 6．9\％ | 6．9\％ | 17．2\％ | 13．8\％ | 3．4\％ | 0．0\％ | 34．5\％ | 17．2\％ |
| 1000人以上 | 45 | 0．0\％ | 17．8\％ | 13．3\％ | 11．1\％ | 8．9\％ | 0．0\％ | 35．6\％ | 13．3\％ |

○嘱託社員の雇用開始年次は，「1990年以前」の事業所の割合が $28.2 \%$ で最も多く，
以下，「2006～2010年」が19．3 \％，「2011～2015年」が $14.8 \%$ と続いている。
○企業規模別に見ると，嘱託社員を「2001年以降」に活用するようになった事業所の
割合は全企業規模平均では $57.1 \%$ であるが，「 29 人以下」 $(80.0 \%)$ ，「 $30 \sim 99$ 人」
（ $66.3 \%$ ），「 100 ～ 299 人」（ $58.0 \%$ ）規模事業所で，全企業規模平均を越えている。

## 3.4 派遣労働者【第 33 表】

＜企業規模別＞派遣労働者の雇用開始年次

|  | 回答数 <br> （件） | $\begin{aligned} & \hline 2016 ~ \\ & 2019 \text { 年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 2011~ } \\ & \text { 2015年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2006~ } \\ & \text { 2010年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 2001~ } \\ & \text { 2005年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 1996~ } \\ & \text { 2000年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 1991~ } \\ & \text { 1995年 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 1990年 } \\ & \text { 以前 } \end{aligned}$ | 無回答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 令和元年度 全体 | 267 | 15．7\％ | 14．6\％ | 16．5\％ | 19．1\％ | 10．5\％ | 3．0\％ | 12．0\％ | 8．6\％ |
| 平成27年度全体 | 332 | － | 18．7\％ | 19．6\％ | 18．4\％ | 14．2\％ | 3．9\％ | 19．0\％ | 6．3\％ |
| 29人以下＊ | 6 | 50．0\％ | 0．0\％ | 33．3\％ | 16．7\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 0．0\％ |
| 30～99人 | 83 | 28．9\％ | 15．7\％ | 9．6\％ | 14．5\％ | 12．0\％ | 3．6\％ | 9．6\％ | 6．0\％ |
| 100～299 人 | 87 | 13．8\％ | 16．1\％ | 19．5\％ | 19．5\％ | 13．8\％ | 3．4\％ | 8．0\％ | 5．7\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 20 | 0．0\％ | 10．0\％ | 30．0\％ | 20．0\％ | 5．0\％ | 10．0\％ | 15．0\％ | 10．0\％ |
| $500 \sim 999$ 人 | 26 | 3．8\％ | 3．8\％ | 11．5\％ | 23．1\％ | 3．8\％ | 0．0\％ | 30．8\％ | 23．1\％ |
| 1000人以上 | 41 | 2．4\％ | 17．1\％ | 19．5\％ | 24．4\％ | 9．8\％ | 0．0\％ | 14．6\％ | 12．2\％ |

○派遣労働者の雇用開始年次は，「2001～2005年」の事業所が $19.1 \%$ で最も多く，以下，「2006～2010年」が16．5\％，「2016～2019年」が $15.7 \%$ と続いている。
○企業規模別に見ると，派遣労働者を「2001年以降」に活用するようになった事業所 の割合は全企業規模平均では $65.9 \%$ であるが，回答が10以上の中では，「100～299人」（ $68.9 \%$ ），「 $30 \sim 99$ 人」（ $68.7 \%$ ）規模事業所で，全企業規模平均を越えてい る。

## 4 有期雇用労働者を活用している理由（3 つまで回答可）

## 4.1 契約社員を活用している理由【第34表】

契約社員を活用している理由


## 4．2 有期パートタイマーを活用している理由【第35表】

○有期パートタイマーを
活用している理由とし ては，「仕事の繁閑に対応するため」が $33.7 \%$ で最も多く，以下，「一時的な業務に対応する ため」が29．7\％，「専門的•技術的な業務に対応するため」が28．3 \％ と続いている。


## 4．3 嘱託社員を活用している理由【第36表】

嘱託社員を活用している理由


## 4.4 派遣労働者を活用している理由【第37表】

派遣労働者を活用している理由

○派遣労働者を活用し ている理由としては，「一時的な業務に対応するため」が $41.6 \%$ で最も多く，以下，「仕事の繁閑に対応するため」が $38.6 \%$ ，「専門的•技術的な業務に対応す るため」が $34.8 \%$ と続いている。


丸5から22は「契約社員」を雇用している事業所（有効回答事業所数 327）の回答集計結果である。

## 5 労働条件の明示方法

## 5.1 労働条件の明示状況【第 38 表】



○労働条件の明示状況としては，「明示している」が $96.6 \%$ を占めている。

## 5.2 労働条件の明示手段（複数回答可）【第39表】

労働条件の明示手段

※SNSとは，LINEやFacebook等のメッセージ機能のことを示す

○労働条件の明示手段としては，「書面にて（手渡し又は郵送）」が $98.4 \%$ を占めている。

## 5.3 労働条件の明示形式（複数回答可）【第40表】

労働条件の明示形式


○労働条件の明示形式としては，「雇用契約書」が $80.7 \%$ で最も多く，以下，「労働条件通知書」が $51.6 \%$ ，「就業規則の明示又は交付」が $32.9 \%$ と続いている。

## 6 労働契約の期間に関する事項

## 6.1 労働契約の設定及び期間【第 41～42 表】

## 6．1．1 労働契約期間の設定【第41表】

労働契約期間の設定

$\square$ 全員一律に定めている $\square$ 職種ごとに一律 $\square$ 契約社員ごとに違う $\square$ 無回答

○労働契約期間の設定としては，「全員一律に定めている」が $54.7 \%$ で最も多く，以下，「契約社員ごとに違う」が $36.4 \%$ ，「職種ごとに一律」が $5.5 \%$ と続いている。

## 6．1．2 労働契約期間【第42表】

労働契約期間


○契約期間としては，「1年」が $70.9 \%$ を占めて最も多くなっている。

## 6.2 更新回数及び通算勤続年数【第 $43 \sim 45$ 表】

## 6．2．1 更新回数や通算勤続年数の上限設定（複数回答可）【第 43 表】

## 更新回数や通算勤続年数の上限設定



○更新回数や通算勤続年数の上限設定については，「設定していない」が $72.2 \%$ で最 も多く，以下，「通算勤続年数に上限を設定している」が $18.3 \%$ ，「更新回数に上限 を設定している」が $9.2 \%$ と続いている。

## ＜企業規模別＞更新回数や通算勤続年数の上限設定

設定していない


通算勤続年数に
上限を設定している


更新回数に上限を設定している

○企業規模別に見ると，全ての企業規模において「設定していない」が最も多くなっ ており，「29人以下」，「30～99人」の規模事業所では 8 割以上となっている。一方，「500人以上」規模事業所では 6 割弱と低くなっている。

## 6．2．2 更新回数の上限【第44表】

更新回数の上限


$$
\square 0 \text { 回 } \square 1 \text { 回 } \square 2 \text { 回 图 3 回 ( }
$$

○更新回数の上限については，「4回」が $46.7 \%$ で最も多く，以下，「2回」が $26.7 \%$ ，「3回」が $10.0 \%$ と続いている。

## 6．2．3 通算勤続年数の上限【第 45 表】

## 通算勤続年数の上限

令和元年度 全体 $\quad(\mathrm{n}=60)$
平成27年度 全体
（ $n=55$ ）


○通算勤続年数の上限については，「5年」が $68.3 \%$ で最も多く，以下，「3年」が $23.3 \%$ と続いている。

## 6.3 更新回数や通算勤続年数の上限設定の形式（複数回答可）【第 46 表】

更新回数や通算勤続年数の上限設定の形式


○上限の定め方については，「就業規則で定めている」が $60.5 \%$ で最も多く，以下，「雇用契約書で定めている」が $57.9 \%$ ，「労働条件通知書で定めている」が $34.2 \%$ と続いている。

## 7 契約更新に関する書面明示の状況（労働契約締結時）

## 7． 1 更新の有無における書面明示の状況【第 47 表】

更新の有無における書面明示の状況

$\square$

○労働契約を締結する際に，更新の有無について書面による明示を行っているかを聞 いたところ，「明示している」が $88.4 \%$ を占め，「明示していない」が $6.1 \%$ となって いる。

## 7． 2 更新の基準に関する書面明示の状況【第48表】

更新の基準に関する書面明示の状況


○労働契約を締結する際に，契約更新の基準について書面による明示を行っているか を聞いたところ，「明示している」が $71.3 \%$ を占め，「明示していない」が $20.5 \%$ ，「無回答」が8．3 \％となっている。
＜企業規模別＞更新の基準についての書面による明示
○企業規模別に見ると，「明示
している」の割合は，「500～ 999人」（ $85.2 \%$ ），「 1000 人以
上」 $(82.6 \%)$ ，「 $300 \sim 499$ 人」
（72． $4 \%$ ）規模事業所で高くな
っている。


## 8 契約の更新方法【第49表】

## 契約の更新方法



```
労使のどちらかから終了の申し出がない限り, ほぼ自動的に更新する
    \square-定の更新基準に基づき判断する
    \square \mp@code { 個 々 の 労 働 者 こ ゙ と に 更 新 す る か と ゙ う か 判 断 す る }
    夎 更新はLない
    Z その他
    無回答
```

○契約の更新方法については，「個々の労働者ごとに更新するかどうか判断する」が $48.0 \%$ で最も多く，以下，「労使のどちらかから終了の申し出がない限り，ほぼ自動的に更新する」が $31.2 \%$ ，「一定の更新基準に基づき判断する」が $15.9 \%$ と続いてい る。

○企業規模別に見ると，「労使
のどちらかから終了の申し出 がない限り，ほぼ自動的に更新する」の割合は，「30～99

人」（39．3\％），「29人以下」
（35．7\％），「100～299人」
（32．4\％）規模事業所で高くな つている。
＜企業規模別＞契約の更新方法

9 契約更新の判断要素（3つまで回答可）【第50表】

## 10 正社員への転換

10.1 契約社員から正社員への転換制度の有無【第51表】

契約社員から正社員への転換制度の有無

$\square$ 転換制度がある $\square$ 転換制度はない $\square$ 無回答
○契約社員から正社員への転換制度の有無については，「転換制度がある」が $62.7 \%$ ，「転換制度はない」が $33.6 \%$ ，となっている。

## 10.2 過去 3 年間における正社員への転換実績【第 52 表】

## 過去3年間における正社員への転換実績


$\square$

○過去 3 年間における契約社員の正社員への転換実績については，「ある」が $50.8 \%$ ，「ない」が $39.8 \%$ ，となっている。

## 10.3 契約社員から正社員への転換数と転換までの期間（過去 3 年間）

## 10．3．1 正社員転換数【第 53 表】

## 正社員転換数



| $\square 10$ 人未満 | $\square 10$ 人以上 30 人未満 | $\square 30$ 人以上 50 人未満 |
| :--- | :--- | :--- |
| 園 50 人以上 100 人未満 | $\square 100$ 人以上 300 人未満 | $\square 300$ 人以上 500 人未満 |
| $\square 500$ 人以上 | $\square$ 無回答 |  |

○契約社員から正社員への転換実績があるとした事業所にその数を聞いたところ「 10 人未満」が $71.1 \%$ ，以下，「 10 人以上 30 人未満」（ $19.9 \%$ ），「30人以上 50 人未満」 （4．8\％）となっている。また，転換実績があるとした 1 事業所あたりの平均転換社員数は10．1人となっている。

## 10．3．2 正社員転換までの期間【第54表】

正社員転換までの期間


1年未満
$\square 1$ 年以上 3 年未満
$\square 3$ 年以上 5 年未渾
图5年以上

```
\square 無回答
```

○転換実績があるとした事業所に契約社員として採用してから正社員に転換するまで の期間を聞いたところ，「1年以上3年未満」が $47.0 \%$ で最も多く，以下，「3年以上 5年未満」が $18.7 \%$ ，「1年未満」が $15.7 \%$ と続いている。

## 10．4 契約社員から正社員への転換基準（2 つまで回答可）【第55表】

契約社員から正社員への転換基準


○契約社員から正社員への転換の基準としては，「勤務評価」が $74.6 \%$ で最も多く，以下，「キャリア・資格」が $21.4 \%$ ，「選考試験」が $20.2 \%$ と続いている。

## 11 契約社員の雇止め

## 11.1 雇止めの有無（過去 3 年間）【第 56 表】

雇止めの有無（過去 3 年間）


○過去 3 年間における契約社員の雇止めの有無については，「ない」が $74.6 \%$ を占 め，「ある」が $18.7 \%$ ，「わからない」が $2.4 \%$ となっている。

## 11.2 雇止め時における予告の有無【第57～59表】

11．2．1 雇止め予告実施状況（1 年を超えて継続雇用している人）【第57表】

## 雇止め予告実施状況（1 年を超えて継続雇用している人）



○雇止め予告実施状況（1年を超えて継続雇用）については，「雇止めを行ったことが ある」と回答のあった事業所61社のうち46社（75．4\％）が「予告している」として いる。

11．2．2 雇止め予告実施状況（3 回以上契約更新している人）【第58表】


○雇止め予告実施状況（3回以上契約更新）については，「雇止めを行ったことがあ る」と回答のあった事業所 61 社のらち 44 社（ $72.1 \%$ ）が「予告している」としてい る。

## 11．2．3 更新しない理由の説明【第59表】

更新しない理由の説明


○更新しない理由の説明については，「雇止めを行ったことがある」と回答のあった事業所 61 社すべてが「説明している」としている。

## 11．3 雇止めの理由（複数回答可）【第 60 表】

雇止めの理由


○雇止めを行ったことがある事業所にその理由を聞いたところ，「労働者の能力不足」が $63.9 \%$ で最も多く，以下，「労働者の勤務態度不良」が $62.3 \%$ ，「業務量の減少」が $36.1 \%$ と続いている。

## 11.4 雇止め時におけるトラブル発生の有無【第 61 表】

## 雇止め時におけるトラブル発生の有無



○雇止め時におけるトラブル発生の有無については，「なかった」が $73.8 \%$ を占め，「あった」が $16.4 \%$ ，「わからない」が $9.8 \%$ となっている。

## 11.5 雇止めに伴うトラブルの原因（複数回答可）【第 62 表】

雇止めに伴うトラブルの原因


○雇止めに伴うトラブルの原因を聞いたところ，「雇止めの理由について納得しても らえなかった」が $90.0 \%$ で最も多く，以下，「契約の更新の可能性について労使の認識が異なっていた」が $50.0 \%$ ，「契約期間の定めについて労使の認識が異なってい た」が20．0 \％と続いている。

## 12 契約期間途中の契約解除（中途解約）

## 12.1 契約解除の有無【第 63 表】

## 契約解除の有無


■ ある
$\square$ ない
$\square$ わからない
$\square$ 無回答

○過去 3 年間の契約解除の有無については，「ない」が $85.3 \%$ と過半数を占め，以下，「ある」が $8.6 \%$ ，「わからない」が2．1 $1 \%$ と続いている。

## 12．2 契約解除の理由（複数回答可）【第 64 表】



## 12.3 契約解除時の対応（複数回答可）【第 65 表】

契約解除時の対応
○契約解除時の対応について
は，「特に何もしなかった」 が $42.9 \%$ で最も多く，以
下，「解雇予告手当の支払
い」が $32.1 \%$ ，「残期間の休 ${ }^{(\mp)}$業手当（平均賃金の6割以
上）の支払い」が $14.3 \%$ と続いている。


## 13 契約社員からの契約期間途中での退職の申し出

## 13.1 契約期間途中における退職申し出の有無【第 66 表】

## 契約期間途中における退職申し出の有無



○過去 3 年間の契約期間途中における退職申し出の有無については，「ある」が $61.5 \%$ を占め，「ない」が $33.9 \%$ 「「わからない」が $0.6 \%$ となっている。

## 13.2 申し出を受けた際の対応（複数回答可）【第 67 表】

申し出を受けた際の対応


○申し出を受けた際の対応としては，「申し出どおりに認めた」が $85.6 \%$ で最も多 く，以下，「退職日等を協議したうえで，認めた」が $39.8 \%$ ，「認めなかつたが，労働者が退職を強行した」が $1.5 \%$ と続いている。

## 14 契約社員の育児休業及び介護休業

## 14． 1 育児休業【第 $68 \sim 69$ 表】

14．1．1 過去3年間における育児休業の取得状況【第 68 表】

過去3年間における育児休業の取得状況


いる
$\square$ いない
$\square$ わからない
$\square$ 無回答

○過去 3 年間における育児休業の取得状況については，「いない」が $73.4 \%$ を占め，「いる」が $22.0 \%$ となっている。

14．1．2 育児休業を取得した契約社員の現在の就業状況【第 69 表】

育児休業を取得した契約社員の現在の就業状況


○育児休業を取得した契約社員の現在の就業状況については，「復帰し在職中」が196名（55．1 \％），「休業中」が117名（32．9\％），「復帰後退職」が26名（7．3 \％），「復帰せ ず退職」が17名（4．8\％）となっている。

## 14．2 介護休業【第 70～71 表】

## 14．2．1 過去3年間における介護休業の取得状況【第70表】

## 過去 3 年間における介護休業の取得状況



○過去 3 年間における介護休業の取得状況については，「いない」が $88.4 \%$ ，「いる」 が $4.0 \%$ となっている。

14．2．2 介護休業を取得した契約社員の現在の就業状況【第71表】

## 介護休業を取得した契約社員の現在の就業状況


$\square$ 復職し在職中 $\square$ 復帰後退職 $\square$ 復帰せず退職 䀬 休業中

○介護休業を取得した契約社員の現在の就業状況については，「復帰し在職中」が 20名（ $80.0 \%$ ），「復帰後退職」が5名（ $20.0 \%$ ），「復帰せず退職」及び「休業中」は該当者がいなかった。

## 15 研修（教育訓練）制度

15.1 研修等の実施時期（複数回答可）【第 72 表】

研修等の実施時期
○契約社員に対する研修等
の実施時期については，
「採用時に実施」が $53.2 \%$
で最も多く，以下，「契約


## 15.2 研修の実施方法（複数回答可）【第 73 表】

研修の実施方法
○研修を実施している事業所における研修の実施方法については，「社内の OJT」が $90.1 \%$ で最 も多く，以下，「社内の Off－JT」が 36．5\％，「外部の研修に参加」が
 $29.0 \%$ と続いている。

$$
\begin{array}{ll}
\text { ※0JT (On the Job Training) } & \cdots \text { 職場において, 上司•先輩等が, 職員に対して, 仕事に必要 } \\
& \text { な知識・ノウハウ等を意識的•継続的に指導•伝授する人材育 } \\
& \text { 成のための多様な取組 }
\end{array}
$$

※0ff—JT（Off the Job Training）…職場外の研修機関で集合的に学ぶ職場外研修

## 15.3 研修の実施内容（複数回答可）【第 74 表】

研修の実施内容
○研修を実施している事業所の研修内容につい ては，「担当業務に関す る専門的技術•知識」 が $91.7 \%$ で最も多く，以下，「一般常識・マナ ー」が $43.3 \%$ ，「パソ コン・ 0 A 機器操作」が 29．8 \％と続いている。


## 16 「パートタイム・有期雇用労働法」への対応

16．1 「パートタイム・有期雇用労働法」の認知度【第 75 表】
「パートタイム・有期雇用労働法」の認知度


○改正法「パートタイム・有期雇用労働法」の認知度については，「知っていた」が $78.0 \%$ で最も多く，以下，「法改正は知っているが，内容はよくわからない」が $15.3 \%$ ，「知らな

かつた」が $3.1 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞
「パートタイム・有期雇用労働法」の認知度
○企業規模別に見ると，企業規模が大きくなるに つれて，「知つていた」の割合が高くなる傾向 にあり，「1000人以上」規模事業所では9割以上と高くなっている。

|  | 回 答 者 数 件 | $\begin{aligned} & \text { 知 } \\ & 2 \\ & \tau \\ & \tau \\ & \text { い } \\ & \text { t } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 法 } \\ & \text { 内改 } \\ & \text { 容正 } \\ & \text { はは } \\ & \text { よ知 } \\ & \text { 」 } \\ & \text { わて } \\ & \text { かい } \\ & \text { らる } \\ & \text { なが } \\ & \text { い } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 知 } \\ & \text { S } \\ & \text { な } \\ & \text { か } \\ & 2 \\ & \text { た } \end{aligned}$ | 無 回 答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 327 | 78．0\％ | 15．3\％ | 3．1\％ | 3．7\％ |
| 29人以下 | 14 | 50．0\％ | 42．9\％ | 7．1\％ | 0．0\％ |
| 30～99人 | 107 | 69．2\％ | 17．8\％ | 5．6\％ | 7．5\％ |
| $100 \sim 299$ 人 | 102 | 83．3\％ | 11．8\％ | 2．0\％ | 2．9\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 29 | 82．8\％ | 13．8\％ | 0．0\％ | 3．4\％ |
| $500 \sim 999$ 人 | 27 | 81．5\％ | 18．5\％ | 0．0\％ | 0．0\％ |
| 1000人以上 | 46 | 91．3\％ | 6．5\％ | 2．2\％ | 0．0\％ |

## 16．2 同一労働同—賃金への対応状況【第 76 表】

令和元年度 全体（ $n=327$ ）


○同一労働同一賃金（「均衡待遇」及び「均等待遇」）への対応状況については，「対応に向 けて検討中」が $38.5 \%$ で最も多く，以下，「対応した部分もあるが，対応していない部分 もある」が $17.4 \%$ ，「既に対応済」が $16.8 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞
同一労働同一賃金への対応状況
○企業規模別に見ると， 300 人以上規模事業所で「対応に向けて検討中」の割合 が5割以上と高くなっている。

|  | $\begin{aligned} & \text { 回 } \\ & \text { 答 } \\ & \text { 穜 } \\ & \text { 件 } \end{aligned}$ | 既 $1=$ 対 应 済 | $\begin{aligned} & \text { 対 } \\ & \text { 対応 } \\ & \text { 応し } \\ & \text { した } \\ & \text { て部 } \\ & \text { い分 } \\ & \text { なも } \\ & \text { いあ } \\ & \text { 部る } \\ & \text { 分が } \\ & \text { あ } \\ & \text { る } \end{aligned}$ |  |  | 末 定 わ か 信 な な | $\begin{aligned} & \text { 無 } \\ & \text { 答 } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 327 | 16．8\％ | 17．4\％ | 38．5\％ | 9．5\％ | 14．1\％ | 3．7\％ |
| 29人以下 | 14 | 28．6\％ | 35．7\％ | 14．3\％ | 14．3\％ | 7．1\％ | 0．0\％ |
| 30～99人 | 107 | 24．3\％ | 14．0\％ | 29．0\％ | 10．3\％ | 15．0\％ | 7．5\％ |
| $100 \sim 299$ 人 | 102 | 17．6\％ | 22．5\％ | 33．3\％ | 9．8\％ | 13．7\％ | 2．9\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 29 | 10．3\％ | 13．8\％ | 51．7\％ | 10．3\％ | 10．3\％ | 3．4\％ |
| 500～999 人 | 27 | 3．7\％ | 11．1\％ | 59．3\％ | 7．4\％ | 18．5\％ | 0．0\％ |
| 1000人以上 | 46 | 6．5\％ | 15．2\％ | 58．7\％ | 6．5\％ | 13．0\％ | 0．0\％ |

＊16．3は16．2 で「既に対応済」，「対応した部分もあるが，対応していない部分もある」，「対応に向けて検討中」いずれか 1 つを回答した事業所（有効回答事業所数238）の回答集計結果である。

## 16.3 対応理由（複数回答可）【第77表】

対応理由（複数回答可）
○対応理由について
は，「職務内容が同じ だから」が $45.8 \%$ で最も多く，以下，「勤務時間や勤務日数が同じだから」が $37.8 \%$ ，「職務内容等 の違いに比べて，労働条件の相違が大き いから」が $28.2 \%$ と
続いている。

## 16.4 人件費が増加した場合の対応方法（3 つまで回答可）【第 78 表】

人件費が増加した場合の対応方法

|  | $\begin{aligned} & \text { 回 } \\ & \text { 答 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { 数 } \\ & \text { 件 } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & \mathrm{R} \\ & \mathrm{P} \\ & \mathrm{~A} \\ & \text { ※ } \\ & \text { にや } \\ & \text { よ A } \\ & \text { る I } \\ & \text { 業 の } \\ & \text { 務活 } \\ & \text { の用 } \\ & \text { 効推 } \\ & \text { 率進 } \\ & \text { 化 } \end{aligned}$ | 労 <br> 働機 力械 代設替備の の た導め入の拡大 | －事 <br> 新 業 <br> 市の <br> 場拡 <br> 開 大 <br> 拓に <br> －よ <br> 新る <br> 商売 <br> 品上 <br> 開増 <br> 発 <br> 等 | 人 <br> 員 <br> の <br> 削 <br> 減 | そ <br> の <br> 他 <br> 費 <br> 用 <br> 削 <br> 減 | そ <br> の <br> 他 | 無 回 答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 238 | 23．1\％ | 20．2\％ | 8．8\％ | 29．4\％ | 18．5\％ | 51．7\％ | 13．9\％ | 7．6\％ |
| 29人以下 | 11 | 9．1\％ | 9．1\％ | 9．1\％ | 27．3\％ | 45．5\％ | 72．7\％ | 0．0\％ | 0．0\％ |
| 30～99人 | 72 | 25．0\％ | 11．1\％ | 11．1\％ | 37．5\％ | 15．3\％ | 54．2\％ | 11．1\％ | 5．6\％ |
| $100 \sim 299$ 人 | 75 | 13．3\％ | 18．7\％ | 8．0\％ | 29．3\％ | 17．3\％ | 44．0\％ | 14．7\％ | 13．3\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 22 | 36．4\％ | 18．2\％ | 4．5\％ | 27．3\％ | 13．6\％ | 63．6\％ | 9．1\％ | 9．1\％ |
| 500～999人 | 20 | 15．0\％ | 30．0\％ | 0．0\％ | 20．0\％ | 20．0\％ | 40．0\％ | 25．0\％ | 0．0\％ |
| 1000人以上 | 37 | 40．5\％ | 40．5\％ | 13．5\％ | 18．9\％ | 21．6\％ | 56．8\％ | 18．9\％ | 5．4\％ |

※RPA（Robotic Process Automation）人間がパソコンで行う入力や照合等の作業を，あらかじめ設定した プログラムに従い自動的に処理する技術

○同一労働同一賃金への対応を行った結果，人件費が増加した場合の対応について は，「その他費用削減」が $51.7 \%$ で最も多く，以下，「事業の拡大による売上増（新市場開拓，新商品開発等）」が $29.4 \%$ ，「柔軟な働き方が可能な制度（テレワークなど） の導入による生産性の向上」が $23.1 \%$ と続いている。

○企業規模別に見ると，「1000人以上」規模事業所で「柔軟な働き方が可能な制度 （テレワークなど）の導入による生産性の向上」，「RPAやAIの活用推進による業務の効率化」の割合が4割以上と高くなっている。
16.5 正社員と契約社員における労働条件の相違

## 正社員と契約社員における労働条件の相違



○「相違あり」及び「制度がない」について，割合が高い項目は以下となっている。

|  | 相違あり | 制度がない |
| :---: | :---: | :---: |
| 1位 | （2） | 賞与 $(67.0 \%)$ |

## 16.6 見直しの方向性



○見直しの方向性について，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」は「特別休暇（慶皮等）」が $23.5 \%$ で最も高く，以下「有給休暇」（ $21.4 \%$ ），「通勤手当」（ $20.0 \%$ ）と続いている。

## 16．7 正社員と契約社員における労働条件の相違及び見直しの方向性（詳細）【第79～108 表】

## 16．7．1 正社員と契約社員における労働条件の相違（基本給）【第 79 表】

正社員と契約社員における労働条件の相違（基本給）


○正社員と契約社員における条件の相違（基本給）については，「相違あり」が $58.7 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前から相違なし」が $26.6 \%$ ，「2016年 12 月以降に契約社員の待遇を引上げ済のため相違なし」が $2.8 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞正社員と契約社員における労働条件の相違（基本給）

○企業規模別に見ると，「相違あ
り」の割合は，「500～999人」
（77．8\％），「1000人以上」
（ $71.7 \%$ ），「 $300 \sim 499$ 人」
（69．0\％）規模事業所で高くな っている。


## 16．7．2 見直しの方向性（基本給）【第 80 表】

見直しの方向性（基本給）


○見直しの方向性（基本給）については，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $38.5 \%$ で最も多く，以下，「未定」が $37.5 \%$ ，「その他」が $5.7 \%$ と続いている。

## 16．7．3 正社員と契約社員における労働条件の相違（賞与）【第 81 表】

正社員と契約社員における労働条件の相違（賞与）


○正社員と契約社員の労働条件の相違（賞与）については，「相違あり」が $67.0 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前から相違なし」が $13.8 \%$ ，「制度がない」が 10．1 \％と続いている。
＜企業規模別＞正社員と契約社員の労働条件の相違（賞与）

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「500～999
人」（ $85.2 \%$ ），「 1000 人以
上」 $(82.6 \%), ~ 「 300 \sim 499$
人」（75．9\％）規模事業所で高くなっている。


## 16．7．4 見直しの方向性（賞与）【第 82 表】

見直しの方向性（賞与）


○見直しの方向性（賞与）については，「未定」が $39.3 \%$ で最も多く，以下，「2016年 11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $34.2 \%$ ，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が $6.8 \%$ と続いている。

## 16．7．5 正社員と契約社員における労働条件の相違（退職金）【第 83 表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（退職金）

令和元年度 全体（ $\mathrm{n}=327$ ）


○正社員と契約社員の労働条件の相違（退職金）については，「相違あり」が $59.6 \%$ で最も多く，以下，「制度がない」が $23.2 \%$ ，「2016年11月以前から相違なし」が 9． $2 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞正社員と契約社員の労働条件の相違（退職金）

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「500～999
人」（ $85.2 \%$ ），「 1000 人以
上」（ $78.3 \%$ ），「 29 人以下」
（64．3\％）規模事業所で高く なっている。

$\square$ 相違あり $\square$ それ以外 $\square$ 無回答

16．7．6 見直しの方向性（退職金）【第84表】
見直しの方向性（退職金）


○見直しの方向性（退職金）については，「未定」が $43.1 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $29.2 \%$ ，「その他」が $8.7 \%$ と続いている。

## 16．7．7 正社員と契約社員における労働条件の相違（通勤手当）【第 85 表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（通勤手当）



○正社員と契約社員の労働条件の相違（通勤手当）については，「2016年11月以前か ら相違なし」が $80.4 \%$ で最も多く，以下，「相違あり」が $4.6 \%$ ，「2016年12月以降に両方（引上げ・引下げ）実施済のため相違なし」が $3.1 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞
正社員と契約社員の労働条件の相違（通勤手当）

○企業規模別に見ると，「2016年11月以前から相違なし」の割合 は，「500～999人」（88．9\％），「1000人以上」（ $87.0 \%$ ），「 100 ～299人」（ $86.3 \%$ ）規模事業所 で高くなっている。


16．7．8 見直しの方向性（通勤手当）【第 86 表】


○見直しの方向性（通勤手当）については，「未定」が $46.7 \%$ で最も多く，以下，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」と「その他」が $20.0 \%$ と続いてい る。

## 16．7．9 正社員と契約社員における労働条件の相違（役職手当）【第87表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（役職手当）



○正社員と契約社員の労働条件の相違（役職手当）については，「相違あり」が $35.2 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前から相違なし」が $28.4 \%$ ，「制度がな い」が26．6\％と続いている。
＜企業規模別＞
正社員と契約社員の労働条件の相違（役職手当）

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「500～999

人」（ $48.1 \%$ ），「 1000 人以
上」 $(47.8 \%)$ ，「 $300 \sim 499$
人」（ $37.9 \%$ ）規模事業所で高くなっている。


16．7．10 見直しの方向性（役職手当）【第 88 表】

見直しの方向性（役職手当）


○見直しの方向性（役職手当）については，「未定」が $36.5 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $33.9 \%$ 「その他」が $9.6 \%$ と続いている。

16．7．11 正社員と契約社員における労働条件の相違（家族手当•扶養手当）【第 89 表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（家族手当•扶養手当）



○正社員と契約社員の労働条件の相違（家族手当•扶養手当）については，「相違あ り」が $37.6 \%$ で最も多く，以下，「制度がない」が $30.9 \%$ ，「2016年11月以前から相違なし」が19．9 \％と続いている。
＜企業規模別＞
正社員と契約社員の労働条件の相違（家族手当•扶養手当）

○企業規模別に見ると，「制度 がない」の割合は，「500～ 999人」（33．3\％），「100～299

人」（32．4\％），「 1000 人以
上」（30．4\％）規模事業所で高くなっている。


16．7．12 見直しの方向性（家族手当•扶養手当）【第 90 表】

見直しの方向性（家族手当•扶養手当）


○見直しの方向性（家族手当•扶養手当）については，「未定」が $47.2 \%$ で最も多 く，以下，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が23．6\％，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が $7.3 \%$ と続いている。

16．7．13 正社員と契約社員における労働条件の相違（住宅手当）【第 91 表】
正社員と契約社員における労働条件の相違（住宅手当）


○正社員と契約社員の労働条件の相違（住宅手当）については，「制度がない」が $40.1 \%$ で最も多く，以下，「相違あり」が $35.8 \%$ ，「 2016 年11月以前から相違なし」 が $15.6 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞正社員と契約社員の労働条件の相違（住宅手当）

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「 1000 人以
上」 $(45.7 \%), ~ 「 100 ~ 299$
人」（ $45.1 \%$ ），「 $500 \sim 999$
人」（44．4\％）規模事業所で高くなっている。


16．7．14 見直しの方向性（住宅手当）【第 92 表】

見直しの方向性（住宅手当）


○見直しの方向性（住宅手当）については，「未定」が $49.6 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が24．8\％，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が8．5 \％と続いている。

## 16．7．15 正社員と契約社員における労働条件の相違（昇給）【第 93 表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（昇給）



○正社員と契約社員の労働条件の相違（昇給）については，「相違あり」が $53.5 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前から相違なし」が $26.3 \%$ ，「制度がない」が $8.3 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞正社員と契約社員の労働条件の相違（昇給）

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「500～999
人」（ $70.4 \%$ ），「 1000 人以
上」 $(69.6 \%), ~ 「 300 \sim 499$
人」（58．6\％）規模事業所で高くなっている。


16．7．16 見直しの方向性（昇給）【第 94 表】
見直しの方向性（昇給）


○見直しの方向性（昇給）については，「未定」が $37.7 \%$ で最も多く，以下，「2016年 11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $34.3 \%$ ，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が $6.9 \%$ と続いている。

16．7．17 正社員と契約社員における労働条件の相違（有給休睱）【第 95 表】
正社員と契約社員における労働条件の相違（有給休暇）


○正社員と契約社員の労働条件の相違（有給休暇）については，「2016年11月以前か ら相違なし」が $68.5 \%$ で最も多く，以下，「相違あり」が $17.1 \%$ ，「2016年12月以降 に両方（引上げ・引下げ）実施済のため相違なし」が $4.0 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞
正社員と契約社員の労働条件の相違（有給休暇）

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「 1000 人以
上」 $(41.3 \%)$ ，「 $300 \sim 499$
人」（ $24.1 \%$ ），「 $500 \sim 999$
人」（18．5\％）規模事業所で高くなっている。

$\square$ 相違あり $\square$ それ以外 $\square$ 無回答

16．7．18 見直しの方向性（有給休暇）【第 96 表】
見直しの方向性（有給休暇）


○見直しの方向性（有給休暇）については，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $37.5 \%$ で最も多く，以下，「未定」が $30.4 \%$ ，「2016年12月以降 に契約社員の待遇を引上げ予定」が $21.4 \%$ と続いている。

16．7．19 正社員と契約社員における労働条件の相違（特別休暇（慶乃等））【第 97 表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（特別休暇（慶弗等））

令和元年度 全体（ $n=327$ ）

$\square$ 2016年11月以前から相違なし
$\square$ 2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ済のため相違なし
$\square$ 2016年12月以降に正社員の待遇を引下げ済のため相違なし
图 2016年12月以降に両方（引上げ・引下け）実施済のため相違なし
《相違あり
制度がない
$\square$ 無回答

○正社員と契約社員の労働条件の相違（特別休暇（慶戸等））については，「2016年11月以前から相違なし」が $58.4 \%$ で最も多く，以下，「相違あり」が $24.8 \%$ ，「2016年 12月以降に両方（引上げ・引下げ）実施済のため相違なし」が $4.9 \%$ と続いている。

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「1000人以上」（ $45.7 \%$ ），「 $500 \sim 999$
人」 $(37.0 \%), ~ 「 300 \sim 499$
人」（ $27.6 \%$ ）規模事業所で高くなっている。

```
<企業規模別>
正社員と契約社員の労働条件の相違(特別休暇(慶韦等))
＜企業規模別＞
正社員と契約社員の労働条件の相違（特別休暇（慶わ等））
```


$\square$ 相違あり $\qquad$ $\square$ 無回答

16．7．20 見直しの方向性（特別休暇（慶円等））【第 98 表】

## 見直しの方向性（特別休暇（慶戸等））



○見直しの方向性（特別休暇（慶弗等））については，「未定」が $39.5 \%$ で最も多く，以下，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が $23.5 \%$ ，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $18.5 \%$ と続いている。

## 16．7．21 正社員と契緍社員における労偅佟件の相違（食堂，更衣室，休㖊室等の利用）第99表】

正社員と契約社員における労働条件の相違（食堂，更衣室，休憩室等の利用）


○正社員と契約社員の労働条件の相違（食堂，更衣室，休憩室等の利用）について は，「2016年11月以前から相違なし」が $74.9 \%$ で最も多く，以下，「制度がない」が $14.1 \%$ ，「2016年12月以降に両方（引上げ・引下げ）実施済のため相違なし」が $2.4 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞正社員と契約社員の労働条件の相違 （食堂，更衣室，休憩室等の利用）

○企業規模別に見ると，「2016年11月以前から相違なし」の割合は，「500～ 999人」（92．6\％），「1000人以上」
（ $91.3 \%$ ），「 $300 \sim 499$ 人」（ $86.2 \%$ ）規模事業所で高くなっている。


16．7． 22 見直しの方向性（食堂，更衣室，休憩室等の利用）【第100表】

見直しの方向性（食堂，更衣室，休想室等の利用）


○見見直しの方向性（食堂，更衣室，休憩室等の利用）については，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」，「その他」，「未定」が共に $33.3 \%$ となっ ている。

## 16．7．23 正社員と契約社員における労働条件の相違（病気休職）【第101表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（病気休職）



○正社員と契約社員の労働条件の相違（病気休職）については，「2016年11月以前か ら相違なし」が54．1 \％で最も多く，以下，「相違あり」が $27.5 \%$ ，「制度がない」が 5．8\％と続いている。
＜企業規模別＞
正社員と契約社員の労働条件の相違（病気休職）

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「1000人以

上」（ $43.5 \%$ ），「 $500 \sim 999$
人」（ $40.7 \%$ ），「 $300 \sim 499$
人」（37．9\％）規模事業所で高くなっている。


## 16．7．24 見直しの方向性（病気休職）【第 102 表】

見直しの方向性（病気休職）


○見直しの方向性（病気休職）については，「未定」が $45.6 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $24.4 \%$ ，「2016年 12 月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が $10.0 \%$ と続いている。

16．7．25 正社員と契約社員における労働条件の相違（福利厚生※）【第103表】 ※特別休暇，食堂，更衣室，休憩室等の利用を除く

正社員と契約社員における労働条件の相違（福利厚生）


○正社員と契約社員の労働条件の相違（福利厚生）については，「2016年11月以前か ら相違なし」が $66.4 \%$ で最も多く，以下，「相違あり」が $19.6 \%$ ，「2016年12月以降 に両方（引上げ・引下げ）実施済のため相違なし」が $3.4 \%$ と続いている。

## 〈企業規模別〉 <br> 正社員と契約社員の労働条件の相違（福利厚生）

○企業規模別に見ると，「相違あ
り」の割合は，「 1000 人以上」
（41．3\％），「500～999人」
（ $29.6 \%$ ），「300～499人」
（27．6\％）規模事業所で高く なっている。


16．7．26 見直しの方向性（福利厚生）【第104表】

## 見直しの方向性（福利厚生）



○見直しの方向性（福利厚生）については，「未定」が $46.9 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が29．7\％，「2016年12月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が $14.1 \%$ と続いている。

## 16．7．27 正社員と契約社員における労働条件の相違（教育訓練）【第105表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（教育訓練）



○正社員と契約社員の労働条件の相違（教育訓練）については，「2016年11月以前か ら相違なし」が $64.2 \%$ で最も多く，以下，「相違あり」が $20.8 \%$ ，「2016年12月以降 に両方（引上げ・引下げ）実施済のため相違なし」が $2.8 \%$ と続いている。

```
＜企業規模別＞正社員と契約社員の労働条件の相違（教育訓練）
```

○企業規模別に見ると，「相違 あり」の割合は，「1000人以
上」（41．3\％），「500～999
人」 $(33.3 \%)$ ，「300～499
人」（24．1\％）規模事業所で高くなっている。


## 16．7．28 見直しの方向性（教育訓練）【第106表】

見直しの方向性（教育訓練）


○見直しの方向性（教育訓練）については，「未定」が $39.7 \%$ で最も多く，以下，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $38.2 \%$ 「 2016 年 12 月以降に契約社員の待遇を引上げ予定」が $11.8 \%$ と続いている。

16．7．29 正社員と契約社員における労働条件の相違（安全管理）【第107表】

## 正社員と契約社員における労働条件の相違（安全管理）



○正社員と契約社員の労働条件の相違（安全管理）については，「2016年11月以前か ら相違なし」が $84.1 \%$ で最も多く，以下，「2016年12月以降に両方（引上げ・引下げ）実施済のため相違なし」が $3.1 \%$ ，「相違あり」が $2.8 \%$ と続いている。

○企業規模別に見ると，「2016年11月以前から相違なし」の割合は，「1000人以上」

$$
\text { ( } 93.5 \% \text { ) , 「 } 500 ~ 999 \text { 人」 }
$$

（ $88.9 \%$ ），「 $100 ~ 299$ 人」
（87．3\％）規模事業所で高く
＜企業規模別＞
正社員と契約社員の労働条件の相違（安全管理） なっている。


## 16．7．30 見直しの方向性（安全管理）【第108表】

見直しの方向性（安全管理）


○見直しの方向性（安全管理）については，「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため」が $44.4 \%$ で最も多く，以下，「未定」が $33.3 \%$ ，「その他」が $22.2 \%$ と続いている。

## 16．8 見直しを行わない理由（自由記述）

－契約社員は賞与や退職金の適用はないが，その分基本給が高く，正社員と同等の年収か，またはそれ以上となっている。（2 ，（3）※
－有期契約社員は即戦力であることを求めているためスキルに応じた高い賃金を支払 っている。（1）
－業務内容，責任，目標の設定，転勤の有無等条件が異なるため（1）～（3），⑤～⑧， （13））
－契約社員と正社員では労働日数は同じだが仕事内容に大きく違いがある為（1）～ （3），（5）～（8），（10））
－もとより，特殊専門の知識•経験•技能を有する者に限定している為，従来正社員 とは，異なる教育訓練を実施，今後も継続。（14）
－同一労働内容では無い為，両者を等しくするのは合理的では無い。全体的な給与バ ランスを保つ為。（1），（3）～⑧）
－正規従業員に対し，長期雇用を前提とした福利厚生の一環として考えているため。 （3），（6），7），（12，（13）
※（ ）内の数字は以下のとおり

| （1）基本給 | （2）賞与 | （3）退職金 | 通勤手当 | （5）役職手当 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| （6）家族手当•扶養手当 | （7）住宅手当 | （8）昇給 | （9）有給休暇 |  |
| （11）特別休暇（慶弗休腵） | （11）食堂，更衣室，休憩室の利用 | （12）病気休職 |  |  |
| （13）福利厚生（11），（11を除く） | （14）教育訓練 |  | （15）安全管理 |  |

## 16．9「パートタイム・有期雇用労働法」における説明義務への対応予定【第109表】

## 「パートタイム・有期雇用労働法」における説明義務への対応予定



○「パートタイム・有期雇用労働法」における説明義務への対応予定については，「口頭による説明」が $47.1 \%$ で最も多く，以下，「書面による説明」が $31.5 \%$ ，「そ の他」が $7.6 \%$ と続いている。

## 17 無期転換ルールに関する事項

## 17．1 無期転換ルールの認知度【第110表】



○無期転換ルールについては，「知っていた」が $92.0 \%$ ，「知らなかった」が $4.0 \%$ と なっている。
＜企業規模別＞無期転換ルールの認知度

【企業規模別】
○企業規模別に見ると，「知 らなかった」の割合は，「30～99人」では8．4\％，「29人以下」では7．1\％，「100～299人」では2．9\％ となっている。


## 17．2 無期転換ルールへの対応予定（複数回答可）【第111表】


※有期労働契約と次の有期労働契約の間に厚生労働省令で定める空白期間があれば， それ以前の有期労働契約が通算されない。

○無期転換ルールの対応予定については，「今後も，有期労働契約で雇用し，通算5年を超える契約社員から申し込みがあれば無期労働契約に転換する」が平成 27 年度調査から 23.5 ポイント増加して $63.5 \%$ と最も多く，以下，「現在検討中」が $13.5 \%$ ，「更新回数や勤続年数に上限を設置し，通算勤続年数が 5 年以内となるようにする」 が $10.1 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞通算5年を超える契約社員から申し込みがあれば無期労働契約に転換する

○企業規模別に見ると，「今後
も，有期労働契約で雇用し，通算 5 年を超える契約社員から申 し込みがあれば無期労働契約に転換する」の割合は，企業規模 が大きくなるにつれて高くなる傾向にあり，300人以上規模事業所では 7 割以上となってい る。


## 18 無期労働契約に転換する場合の契約内容

## 18．1 通常の正社員区分への転換【第112表】

## 通常の正社員区分への転換



○通常の正社員区分への転換については，「通常の正社員区分に転換しない」が $76.5 \%$ ，「通常の正社員区分に転換する」が $22.7 \%$ となっている。
＜企業規模別＞通常の正社員区分への転換
○企業規模別に見ると，「通常の正社員
区分に転換しない」の割合は，「500
～999人」（95．8\％），「1000人以上」
（ $87.8 \%$ ），「 $100 ~ 299$ 人」 $(74.1 \%$ ）規
模事業所で高くなっている。

|  | $\begin{aligned} & \text { 回 } \\ & \text { 箸 } \\ & \text { 数 } \\ & \text { 件 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 通 } \\ & \text { 常 } \\ & \text { の } \\ & \text { 正 } \\ & \text { 社 } \\ & \text { 員 } \\ & \text { 転区 } \\ & \text { 換分 } \\ & \text { るに } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 通 } \\ & \text { 常 } \\ & \text { の } \\ & \text { 正 } \\ & \text { 社 } \\ & \text { 転員 } \\ & \text { 換区 } \\ & \text { な分 } \\ & \text { な } \end{aligned}$ | 無 回 答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 251 | 22．7\％ | 76．5\％ | 0．8\％ |
| 29人以下 | 10 | 50．0\％ | 50．0\％ | 0．0\％ |
| 30～99人 | 72 | 29．2\％ | 70．8\％ | 0．0\％ |
| $100 \sim 299$ 人 | 81 | 25．9\％ | 74．1\％ | 0．0\％ |
| $300 \sim 499$ 人 | 22 | 22．7\％ | 72．7\％ | 4．5\％ |
| $500 \sim 999$ 人 | 24 | 4．2\％ | 95．8\％ | 0．0\％ |
| 1000人以上 | 41 | 9．8\％ | 87．8\％ | 2．4\％ |

## 18．2 無期転換時における労働条件の変更可否【第113表】

無期転換時における労働条件の変更可否

令和元年度 全体（ $\mathrm{n}=192$ ）


○無期転換時における労働条件の変更可否については，「そのまま」が $73.4 \%$ で最も多く，以下，「検討中」が $16.1 \%$ ，「引き上げる」が $9.4 \%$ と続いている。

## 18． 3 無期転換時の職務内容や配置の範囲変更【第 114～115 表】

## 18．3．1 無期転換時の職務内容の範囲変更【第114表】

## 無期転換時の職務内容の範囲変更



○無期転換時の職務内容の範囲変更については，「そのまま」が $81.3 \%$ で最も多く，以下，「検討中」が $13.0 \%$ ，「広げる」が $4.2 \%$ と続いている。

## 18．3．2 無期転換時の配置の範囲変更【第115表】

無期転換時の配置の範囲変更


○無期転換時の配置の範囲変更については，「そのまま」が $80.2 \%$ で最も多く，以下，「検討中」が $12.0 \%$ ，「広げる」が5．7 \％と続いている。

## 18．4 無期転換社員における定年制の適用状況【第116表】

## 無期転換社員における定年制の適用状況



○無期転換社員における定年制の適用状況については，「対象にする」が84． $4 \%$ で最 も多く，以下，「検討中」が8．9 \％，「対象にしない」が $6.3 \%$ と続いている。

## 19 労働条件に関する事項

## 19.1 就業規則の適用状況【第 117～118 表】

## 就業規則の適用状況



| $\square$ 契約社員用を適用又は準用 | $\square$ 正社員用を準用 | $\square$ 無期転換社員用を適用 |
| :--- | :--- | :--- |
| 䀩 就業規則はない | $\square$ その他 | $\square$ 無回答 |

※「無期転換社員用を適用」は令和元年度のみ
○契約社員における就業規則の適用状況については，「契約社員用を適用」が $64.5 \%$ で最も多く，以下，「正社員用を準用」が $25.4 \%$ ，「就業規則はない」が $1.8 \%$ と続い ている。

○無期転換社員における就業規則の適用状況については，「契約社員用を準用」が $40.3 \%$ で最も多く，以下，「無期転換社員用を適用」が $21.8 \%$ ，「正社員用を準用」 が $21.0 \%$ と続いている。

## 19.2 週所定労働時間の状況【第119～120表】

## 週所定労働時間の状況



○契約社員の週所定労働時間の平均は38．1時間となっている。「35時間以上40時間未満」が $45.0 \%$ で最も多く，以下，「 40 時間」が $41.9 \%$ ，「 30 時間以上 35 時間未満」が $2.8 \%$ と続いている。

○無期転換社員の週所定労働時間の平均は37．4時間となっている。「35時間以上40時間末満」が $47.1 \%$ で最も多く，以下，「 40 時間」が $31.1 \%$ ，「 30 時間以上 35 時間末満」が5．9 \％と続いている。

## 19．3 残業の状況【第 $121 ~ 124$ 表】

## 19．3．1 残業の有無【第 121～122 表】

## 残業の有無



○契約社員の残業の有無については，「ある」が $69.1 \%$ ，「ない」が $22.3 \%$ となってい る。

○無期転換社員の残業の有無については，「ある」が $66.4 \%$ ，「ない」が $19.3 \%$ となっ ている。
＜企業規模別＞契約社員の残業の有無
（契約社員）
○企業規模別に見ると，「残業あ
り」の割合は，「300～499人」 （86． $2 \%$ ），「 1000 人以上」
（ $80.4 \%$ ），「 $100 ~ 299$ 人」
（70．6\％）規模事業所で高く なっている。

$\square$ 残業あり $\square$ 残業なし $\square$ 無回答
（無期転換社員）
○企業規模別に見ると，「残業あ
り」の割合は，「300～499人」
（ $80.0 \%$ ），「 1000 人以上」
（ $73.9 \%$ ），「 $100 \sim 299$ 人」
（69．0\％）規模事業所で高く なっている。
＜企業規模別＞無期転換社員の残業の有無

$\square$ 残業あり $\square$ 残業なし $\square$ 無回答

## 19．3．2 月平均残業時間【第 123～124 表】

月平均残業時間


○契約社員の残業がある場合の月平均残業時間は12．6時間となっている。「10時間以上 20 時間未満」が $27.0 \%$ で最も多く，以下，「 1 時間以上 5 時間未満」が $20.4 \%$ ，「 5 時間以上 10 時間未満」が $18.1 \%$ と続いている。

○無期転換社員の残業がある場合の月平均残業時間は10．8時間となっている。残業時間は，「 10 時間以上 20 時間未満」が $38.0 \%$ で最も多く，以下，「 1 時間以上 5 時間未満」と「5時間以上 10 時間未満」が $17.7 \%$ と続いている。

## 19． 4 賞与の支給状況【第 125 ～128表】

## 19．4．1 賞与における支給の有無【第 125 ～126表】

## 賞与における支給の有無



○契約社員の賞与における支給の有無については，「全員に支給」が $37.6 \%$ で最も多 く，以下，「未支給」が $32.7 \%$ ，「一部に支給」が $21.7 \%$ と続いている。
○無期転換社員の賞与における支給の有無については，「全員に支給」が $52.9 \%$ で最 も多く，以下，「未支給」が $19.3 \%$ ，「一部に支給」が $11.8 \%$ と続いている。

## 19．4．2 賞与の年間支給額【第 127～128 表】

## 賞与の年間支給額



○契約社員の「全員に支給」の場合の年間支給額は加重平均（※1）で 31.5 万円とな っており，「20万円以上 40 万円未満」が $19.1 \%$ で最も多く，以下，「 40 万円以上 60 万円未満」が $18.6 \%$ ，「 10 万円以上 20 万円未満」が $12.4 \%$ と続いている。
○無期転換社員の「全員に支給」の場合の年間支給額は加重平均（※2）で 38.5 万円 となっており，「40万円以上 60 万円未満」が $19.5 \%$ で最も多く，以下，「 20 万円以上 40 万円未満」が $13.0 \%$ ，「 10 万円未満」が $11.7 \%$ と続いている。
※1 契約社員全員に賞与を支給している事業所のみを対象とし（一部に支給している事業所は人数が不明のため除いた），各事業所の契約社員数を加味して算出した加重平均。
※2 無期転換社員全員に賞与を支給している事業所のみを対象とし（一部に支給している事業所は人数が不明のため除いた），各事業所の無期転換社員数を加味して算出した加重平均。

## 19.5 退職金制度の有無【第 129～130 表】

## 退職金制度の有無



○契約社員の退職金制度の有無については，「なし」が $78.3 \%$ ，「あり」が $15.6 \%$ とな っている。
○無期転換社員の退職金制度の有無については，「なし」が $63.9 \%$ ，「あり」が $26.1 \%$ となっている。

## 19． 6 雇用保険の加入状況【第 131～132 表】

## 雇用保険の加入状況



○契約社員の雇用保険への加入状況については，「全員加入」が $88.7 \%$ で最も多く，以下，「一部加入」が $4.9 \%$ 「 1 未加入」が $0.3 \%$ と続いている。
○無期転換社員の雇用保険への加入状況については，「全員加入」が $85.7 \%$ で最も多 く，以下，「一部加入」が $4.2 \%$ と続いている。

## 19.7 健康保険の加入状況【第 133～134 表】

健康保険の加入状況


○契約社員の健康保険への加入状況については，「全員加入」が $86.5 \%$ で最も多く，以下，「一部加入」が $7.3 \%$ 「「未加入」が $0.6 \%$ と続いている。
○無期転換社員の健康保険への加入状況については，「全員加入」が $83.2 \%$ で最も多 く，以下，「一部加入」が $6.7 \%$ と続いている。

## 19．8 厚生年金保険の加入状況【第135～136表】

## 厚生年金保険の加入状況



○契約社員の厚生年金保険への加入状況については，「全員加入」が $86.5 \%$ で最も多 く，以下，「一部加入」が $6.4 \%$ ，「未加入」が $1.2 \%$ と続いている。
○無期転換社員の厚生年金保険への加入状況については，「全員加入」が $83.2 \%$ で最 も多く，以下，「一部加入」が $6.7 \%$ と続いている。

## 19．9 定期健康診断の実施状況【第137～138表】

## 定期健康診断の実施状況



○契約社員の定期健康診断への実施状況については，「全員実施」が $89.9 \%$ で最も多 く，以下，「一部実施」が $3.1 \%$ ，「未実施」が $1.2 \%$ と続いている。
○無期転換社員の定期健康診断への実施状況については，「全員実施」が $87.4 \%$ で最 も多く，以下，「一部実施」が $2.5 \%$ と続いている。

## 19． 10 福利厚生制度の状況【第 $139 \sim 140$ 表】

福利厚生制度の状況


○契約社員の福利厚生制度の状況については，「全員対象」が $79.2 \%$ で最も多く，以下，「一部対象」が $11.9 \%$ ，「対象外」が $3.1 \%$ と続いている。
○無期転換社員の福利厚生制度の状況については，「全員対象」が $77.3 \%$ で最も多 く，以下，「一部対象」が $10.1 \%$ ，「対象外」が $2.5 \%$ と続いている。

## 20 正社員と比較した働き方及び待遇

## 20.1 正社員と比較した働き方及び待遇（仕事内容）【第141～142表】

## 正社員と比較した働き方及び待遇（仕事内容）



○契約社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（仕事内容）については，「同じ」が $35.8 \%$ で最も多く，以下，「簡易」が $34.9 \%$ ，「どちらともいえない」が $23.2 \%$ と続いている。
○無期転換社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（仕事内容）について は，「簡易」が $33.6 \%$ で最も多く，以下，「同じ」が $32.8 \%$ ，「どちらともいえない」 が $21.8 \%$ と続いている。

## ＜企業規模別•契約社員＞ <br> 正社員と比較した㗢き方及び待遇（仕事内容）

【企業規模別】
（契約社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と回答した事業所の割合は，「29人以下」では $50.0 \%$ ，「 $100 ~ 299$ 人」 が $43.1 \%$ ，「30～99人」は39．3\％ となっている。
（無期転換社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と回答した事業所の割合は，回答が10以上の中では，「100～299人」規模事業所では $47.6 \%$ ，「 $300 ~ 499$人」が $33.3 \%$ ，「30～99人」は $31.8 \%$ となっている。

$\square$ 同じ $\square$ それ以外 $\square$ 無回答
$\square$ 同じ $\square$ それ以外 $\square$ 無回答

## ＜企業規模別•無期転換社員＞正社員と比較した働き方及び待遇（仕事内容）



## 20．2 正社員と比較した働き方及び待遇（仕事量）【第143～144表】

## 正社員と比較した働き方及び待遇（仕事量）



○契約社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（仕事量）については，「同 じ」が $37.6 \%$ で最も多く，以下，「少ない」が $33.3 \%$ ，「どちらともいえない」が $23.5 \%$ と続いている。

○無期転換社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（仕事量）については，「同じ」が $37.0 \%$ で最も多く，以下，「少ない」が $29.4 \%$ ，「どちらともいえない」 が21．8\％と続いている。

## 【企業規模別】

（契約社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と回答
した事業所の割合は，「29人以下」 では $50.0 \%$ ，「 $30 ~ 99$ 人」が
$43.0 \%$ ，「 $100 \sim 299$ 人」は $41.2 \%$ と なっている。
（無期転換社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と回答 した事業所の割合は，回答が10以上の中では，「 100 ～299人」では 50．0\％，「300～499人」が $40.0 \%$ ，「30～99人」は31．8\％となってい る。
＜企業規模別•無期転換社員＞正社員と比較した働き方及び待遇（仕事量）

## ＜企業規模別•契約社員＞正社員と比較した働き方及び待遇（仕事量）

 －


## 20．3 正社員と比較した働き方及び待遇（仕事の責任）【第145～146表】

## 正社員と比較した働き方及び待遇（仕事の責任）



○契約社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（仕事の責任）については，「軽い」が $54.1 \%$ で最も多く，以下，「同じ」が $26.3 \%$ ，「どちらともいえない」が $13.8 \%$ と続いている。

○無期転換社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（仕事の責任）について は，「軽い」が $54.6 \%$ で最も多く，以下，「同じ」が $23.5 \%$ ，「どちらともいえない」 が $10.1 \%$ と続いている。

```
＜企業規模別•契約社員＞
正社員と比較した働き方及び待遇（仕事の責任）
```

【企業規模別】
（契約社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と回答
した事業所の割合は，「29人以下」 では $42.9 \%$ ，「 $30 ~ 99$ 人」が
$32.7 \%$ ，「 $100 \sim 299$ 人」は $29.4 \%$ と なっている。
$\square$

$\square$ 同じ $\square$ それ以外 $\square$ 無回答
（無期転換社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と
回答した事業所の割合は，回答が10以上の中では，「 100 ～ 299人」では33．3\％，「300～ 499人」が $26.7 \%$ ，「30～99

人」は22．7\％となっている。
＜企業規模別•無期転換社員＞
正社員と比較した働き方及び待遇（仕事の責任）


## 20．4 正社員と比較した働き方及び待遇（残業時間）【第147～148表】

## 正社員と比較した働き方及び待遇（残業時間）



○契約社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（残業時間）については，「少ない」が $52.0 \%$ で最も多く，以下，「同じ」が $28.1 \%$ ，「どちらともいえない」 が $14.1 \%$ と続いている。

○無期転換社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（残業時間）について は，「少ない」が $47.1 \%$ で最も多く，以下，「同じ」が $29.4 \%$ ，「どちらともいえな い」が $13.4 \%$ と続いている。

## ＜企業規模別•契約社員＞ <br> 正社員と比較した働き方及び待遇（残業時間）

【企業規模別】
（契約社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と回答
した事業所の割合は，「29人以下」 では35．7\％，「30～99人」が
$35.5 \%$ ，「 $100 \sim 299$ 人」は $31.4 \%$ と なっている。

## （無期転換社員）

○各企業規模の中で，「同じ」と回答 した事業所の割合は，回答が10以上の中では，「100～299人」では $42.9 \%$ ，「 $30 \sim 99$ 人」が $27.3 \%$ ，「300～499人」は $26.7 \%$ となって いる。

## ＜企業規模別•無期転換社員＞正社員と比較した働き方及び待遇（残業時間）




正社員と比較した働き方及び待遇（賃金）


○契約社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（賃金）については，「低 い」が $40.7 \%$ で最も多く，以下，「どちらともいえない」が $24.8 \%$ ，「同じ」が $22.3 \%$ と続いている。

○無期転換社員において，正社員と比較した働き方及び待遇（賃金）については，「低い」が $39.5 \%$ で最も多く，以下，「どちらともいえない」が $26.1 \%$ ，「同じ」が $22.7 \%$ と続いている。

```
<企業規模別•契約社員>
    正社員と比較した働き方及び待遇(顀金)
```


## 【企業規模別】

（契約社員）
○各企業規模の中で，「同じ」と回答した事業所の割合は，「29人以下」では $71.4 \%$ ，「 100 ～299人」 が $25.5 \%$ ，「30～99人」は $22.4 \%$ となっている。

＜企業規模別•無期転換社員＞正社員と比較した働き方及び待遇（賃金）
 る。

| 同じ $\quad \square$ それ以外 $\quad \square$ 無回答 |
| :--- | :--- |

## 21 契約社員及び無期転換社員の人数（年代別•男女別）

## 21.1 雇用状況【第 151 表】



○契約社員を雇用している事業所の割合は45．2 \％（327社／723社）となっている。 ○無期転換社員を雇用している事業所の割合は $16.5 \%$（119社／723社）となってい る。

【企業規模】
（契約社員）
○企業規模別に見ると，契約社員を雇用している事業所の割合は，「29人以下」規模事業所で $25.5 \%$ と最 も低くなっている。「100人以上」規模では5割以上の事業所が契約社員を雇用しており，「500～999人」規模事業所で $62.8 \%$ と最も高くな つている。
（無期転換社員）
○企業規模別に見ると，無期転換社員を雇用している事業所の割合 は，「30～99人」規模事業所で
$7.2 \%$ と最も低くなっている。「100人以上」規模では2割以上の事業所 が無期転換社員を雇用しており，
「300～499人」規模事業所で
$30.0 \%$ と最も高くなっている。
＜企業規模別＞契約社員の雇用状況

＜企業規模別＞無期転換社員の雇用状況


## 21．2 契約社員及び無期転換社員の人数（男女別）【第 152～155 表】

## ＜男女別＞契約社員及び無期転換社員数



○男女別に契約社員人数の割合について見ると，男性が $55.0 \%$ ，女性が $45.0 \%$ となっ ている。

○男女別に無期転換社員人数の割合について見ると，男性が $37.8 \%$ ，女性が $57.3 \%$ と なっている。


○男女別，年代別契約社員人数について年代別に見ると，男性では「65歳以上」が $20.3 \%$ で最も多く，以下，「 60 歳～64歳」が $19.4 \%$ ，「 50 代」が $16.8 \%$ と続いてい る。また，女性では「40代」が $27.2 \%$ で最も多く，以下，「50代」が $22.4 \%$ ，「30代」が $22.2 \%$ と続いている。


○男女別，年代別無期転換社員人数について年代別に見ると，男性では「40代」が 29．7 \％で最も多く，以下，「50代」が $26.6 \%$ ，「30代」が $20.3 \%$ と続いている。ま た，女性では「40代」が $32.7 \%$ で最も多く，以下，「50代」が $26.1 \%$ ，「 30 代」が $24.5 \%$ と続いている。
＜企業規模別＞年代別契約社員人数

$\square 20$ 代以下 $\square 30$ 代 $\square 40$ 代 漛 50代 $\square 60$ 歳～64歳 $\quad 65$ 歳以上

○企業規模別に見ると，40代の割合が全企業規模平均（19．7 \％）と比べて高いのは，「 29 人以下」 $(38.2 \%)$ ，「 $500 \sim 999$ 人」 $(22.9 \%)$ ，「 $300 ~ 499 人 」 ~(21.0 \%) ~$ 等となっ ている。
＜企業規模別＞年代別無期転換社員人数


○企業規模別に見ると，40代の割合が全企業規模平均（30．0\％）と比べて高いのは，回答が10以上の中では，「500～999人」（33．3 \％），「300～499人」（31．7 \％），「1000人以上」（31．4 \％）となっている。

## 22 契約社員及び無期転換社員の人数•平均年収（業務内容別）

22.1 契約社員及び無期転換社員の人数（業務内容別）【第 156～159 表】

契約社員及び無期転換社員の業務内容別の人数

※令和元年度調査より調査項目に追加
○契約社員の業務内容別の人数は「事務的業務」が $25.0 \%$ で最も多く，以下，「専門的•技術的業務」が $21.2 \%$ ，「販売業務」が $18.3 \%$ ，「サービス業務」が $12.6 \%$ と続 いている。

○無期転換社員の業務内容別の人数は「事務的業務」が $39.1 \%$ で最も多く，以下，「販売業務」が $23.4 \%$ ，「専門的•技術的業務」が $15.6 \%$ ，「サービス業務」が $8.7 \%$ と続いている。

## 22．2 契約社員及び無期転換社員の平均年収（業務内容別）【第 156～159 表】

契約社員及び無期転換社員の業務内容別平均年収


○契約社員の平均年収は全業務内容平均で363．0万円となっている。
○業務内容別の平均年収（業務内容別に事業所が記入した平均年収の単純平均）を見 ると，「管理的業務」が 647.9 万円で最も高く，以下，「専門的•技術的業務」が 438．4万円，「販売業務」が 386.5 万円と続いている。
○無期転換社員の平均年収は全業務内容平均で 323.3 万円となっている。
○業務内容別の平均年収（業務内容別に事業所が記入した平均年収の単純平均）を見 ると，「販売業務」が 455.9 万円で最も高く，以下，「専門的•技術的業務」が 400.1万円，「管理的業務」が384．5万円と続いている。

丸 23 から 27 は有期雇用の有無にかかわらず，全回答事業所（723 事業所）の回答集計結果である。

## 23 有期雇用労働者を活用するメリット（2 つまで回答可）

23.1 契約社員を活用するメリット【第160～162表】

契約社員を活用するメリット
○契約社員雇用及び未雇用事業所（以下，「全事業所」とする。）の契約社員 を活用するメリットは，「仕事量の変化への即応」 が $26.0 \%$ で最も多く，以下，「一時的欠員の補充」 が $18.9 \%$ ，「自社で養成で きない労働者の確保」が 16． $2 \%$ と続いている。


## 23．2 有期パートタイマーを活用するメリット【第 163～165 表】

○全事業所の有期パートタ イマーを活用するメリット は，「仕事量の変化への即応」が $37.6 \%$ で最も多く，以下，「一時的欠員の補充」が $34.4 \%$ ，「賃金•福利厚生費の減少」が $15.5 \%$ と続いている。

有期パートタイマーを活用するメリット


## 23．3 嘱託社員を活用するメリット【第 166～168 表】

嘱託社員を活用するメリット
○全事業所の嘱託社員 を活用するメリット は，「高年齢者雇用継続制度への対応」が $51.7 \%$ で最も多く，以下，「自社で養成で きない労働者の確保」が $10.7 \%$ ，「仕事量の変化への即応」 が9．3\％と続いてい る。


## 23.4 派遣労働者を活用するメリット【第 169～171 表】

派遣労働者を活用するメリット
○全事業所の派遣労働者を活用するメリッ トは，「一時的欠員の補充」が $45.5 \%$ で最 も多く，以下，「仕事量の変化への即応」 が $31.0 \%$ ，「自社で養成できない労働者の確保」が $14.0 \%$ と続 いている。


## 24 有期雇用労働者を活用するデメリット（2 つまで回答可）

## 24.1 契約社員を活用するデメリット【第 172～174 表】

契約社員を活用するデメリット
○全事業所の契約社員を活用 するデメリットは，「人事管理の繁雑さ」が $20.1 \%$ で最 も多く，以下，「継続的人材確保の困難」が $18.1 \%$ ，「労働者の質のばらつき」が 16． $2 \%$ と続いている。


## 24.2 有期パートタイマーを活用するデメリット【第 175～177表】

有期パートタイマーを活用するデメリット

○全事業所の有期パートタイマ ーを活用するデメリットは，「労働者の質のばらつき」が $23.1 \%$ で最も多く，以下，「人事管理の繁雑さ」が22．1 \％，「労働者の責任感の不足」が 19．8 \％と続いている。


## 24．3 嘱託社員を活用するデメリット【第 178～180 表】

嘱託社員を活用するデメリット

24.4 派遣労働者を活用するデメリット【第181～183表】


## 25 今後の従業員の雇用計画

## 今後の従業員の雇用計画

|  |  | $\begin{aligned} & \text { 回 } \\ & \text { 答 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { 数 } \\ & \text { 件 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 増 } \\ & \text { や } \\ & \text { す } \end{aligned}$ | 現 <br> 状 <br> 維 <br> 持 | $\begin{aligned} & \text { 減 } \\ & ら \\ & \vdots \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { わ } \\ & \text { か } \\ & \text { ら } \\ & \text { な } \\ & \text { い } \end{aligned}$ | 無 回 答 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 正社員 | 令和元年度 | 723 | 49．5\％ | 35．1\％ | 1．9\％ | 8．4\％ | 5．0\％ |
|  | 平成27年度 | 815 | 46．9\％ | 39．9\％ | 2．3\％ | 6．6\％ | 4．3\％ |
| 契約社員 | 令和元年度 | 723 | 7．6\％ | 33．6\％ | 6．5\％ | 31．8\％ | 20．5\％ |
|  | 平成27年度 | 815 | 8．8\％ | 36．4\％ | 5．8\％ | 34．7\％ | 14．2\％ |
| 無期転換社員 | 令和元年度 | 723 | 6．1\％ | 20．1\％ | 1．8\％ | 44．4\％ | 27．7\％ |
|  | 平成27年度 | － | － | － | － | － | － |
| 有期パートタイマー | 令和元年度 | 723 | 11．2\％ | 33．5\％ | 5．7\％ | 30．0\％ | 19．6\％ |
|  | 平成27年度 | 815 | 12．5\％ | 39．6\％ | 3．7\％ | 30．1\％ | 14．1\％ |
| 無期パートタイマー | 令和元年度 | 723 | 8．6\％ | 22．5\％ | 2．9\％ | 37．2\％ | 28．8\％ |
|  | 平成27年度 | 815 | 6．7\％ | 25．5\％ | 2．2\％ | 39．8\％ | 25．8\％ |
| 嘱託職員 | 令和元年度 | 723 | 9．0\％ | 32．8\％ | 2．1\％ | 32．5\％ | 23．7\％ |
|  | 平成27年度 | 815 | 8．7\％ | 38．2\％ | 2．5\％ | 30．9\％ | 19．8\％ |
| 派遣労働者 | 令和元年度 | 723 | 2．6\％ | 25．2\％ | 12．0\％ | 34．2\％ | 26．0\％ |
|  | 平成27年度 | 815 | 3．6\％ | 28．2\％ | 9．8\％ | 35．6\％ | 22．8\％ |
| その他 | 令和元年度 | 723 | 0．3\％ | 3．9\％ | 0．3\％ | 9．7\％ | 85．9\％ |
|  | 平成27年度 | 815 | 0．4\％ | 4．9\％ | 0．2\％ | 14．4\％ | 80．1\％ |

## 25． 1 正社員の雇用計画【第 184～186 表】

○全事業所の正社員の雇用計画は，「増やす」が $49.5 \%$ で最も多く，以下，「現状維持」が $35.1 \%$ ，「わからない」が $8.4 \%$ と続いている。

## 25.2 契約社員の雇用計画【第 187～189 表】

○全事業所の契約社員の雇用計画は，「現状維持」が $33.6 \%$ で最も多く，以下，「わか らない」が $31.8 \%$ ，「増やす」が $7.6 \%$ と続いている。

## 25.3 無期転換社員の雇用計画【第 190～192 表】

○全事業所の無期転換社員の雇用計画は，「わからない」が $44.4 \%$ で最も多く，以下，「現状維持」が $20.1 \%$ ，「増やす」が $6.1 \%$ と続いている。

## 25.4 有期パートタイマーの雇用計画【第 193～195 表】

○全事業所の有期パートタイマーの雇用計画は，「現状維持」が $33.5 \%$ で最も多く，以下，「わからない」が $30.0 \%$ ，「増やす」が $11.2 \%$ と続いている。

## 25.5 無期パートタイマーの雇用計画【第 196～198 表】

○全事業所の無期パートタイマーの雇用計画は，「わからない」が $37.2 \%$ で最も多 く，以下，「現状維持」が $22.5 \%$ ，「増やす」が $8.6 \%$ と続いている。

## 25.6 嘱託社員の雇用計画【第 199～201 表】

○全事業所の嘱託社員の雇用計画は，「現状維持」が $32.8 \%$ で最も多く，以下，「わか らない」が $32.5 \%$ ，「増やす」が $9.0 \%$ と続いている。

## 25.7 派遣労働者の雇用計画【第202～204表】

○全事業所の派遣労働者の雇用計画は，「わからない」が $34.2 \%$ で最も多く，以下，「現状維持」が $25.2 \%$ ，「減らす」が $12.0 \%$ と続いている。

## 25.8 その他の従業員の雇用計画【第205～207表】

○全事業所のその他の従業員の雇用計画は，「わからない」が $9.7 \%$ で最も多く，以下，「現状維持」が $3.9 \%$ ，「増やす」及び「減らす」が $0.3 \%$ と続いている。

## 26 従業員への要望（3 つまで回答可）【第208表】

従業員への要望


○従業員への要望については，「仕事への責任感」が $69.7 \%$ で最も多く，以下，「職場 における協調性」が $55.2 \%$ ，「技術等のレベルアップ」が $55.0 \%$ と続いている。

## 27 有期雇用についての意見（自由意見欄）

## 27.1 有期雇用に関して

－当社の有期雇用社員は，正社員よりも報酬面で有利な条件で契約しております。更 に無期転換権を取得すると正社員よりも高い65歳定年となっており，一概に有期雇用社員が無期雇用社員よりも待遇が悪いという状態にはなっておりません。（情報通信業 100～299人）
－有期雇用契約者の戦力としての考え方 企業側の考えとしては，正規従業員として雇用することが躊躇される人材を有期雇用契約者として契約し，戦力となってもら いたいと考えている。労働者も転勤や就業時間，業務範囲，責任など労働条件を自身の都合に近づけられるメリットもあると思う。今日のような人手不足の状況にあ っては不利な条件の企業には，良い人材は集まらない。お互いがバランスをとりな がら就業することを推進したい。（製造業 500～999人）

- 知識の蓄積が難しく，日本には向かないと思う（サービス業 30～99人）
- 慢性的な労働者不足に悩んでいる業種なのであえて有期雇用を利用する意味がな い。一人でも多く，出来るだけ長く勤めてもらいたい。（建設業 30～99人）
－保育業界は特殊とも言える。会社（法人）として正社員化したくても，有期雇用の人々は家庭事情からあえて有期雇用契約を選んでいる（子供も第一と考えているた め）。従って世の中の常識（皆が正社員化を望んでいる）は必ずしもあてはまらない （医療•福祉 30～99人）


## 27．2 無期転換に関して

- ぜひ無期雇用にしたい。ただ本人の質や意識が問題です。（サービス業 30～99人）
- 施工管理者は日給であるため，賃金交渉をするため有期を望む人が多く，無期転換 は行わない社員が多いです。（製造業 30～99人）
－無期転換においては，有期の場合の条件を引きつげる事になっており，条件変わら ずで逆に自由度がなくなるという悪条件になっているように感じ有期雇用者の雇用 を守る制度であると思われるが，？？？の部分がある。雇用する側への配慮だと思 うが，条件など少しは良くしないと本人が成長するモチベーションを保てないので は？（情報通信業 30～99人）


## 27.3 均等•均衡待遇及び正社員転換について

－同一労働同一賃金について，具体的な事例をもつと公開していただきたいです。 （同一労働とみなされる例，みなされない例）（情報通信業 100～299人）
－非正規社員との待遇格差を法的に埋める動きは，遅きに失したと言える。ワークラ イフバランスで，労働提供可能な人員（非正規）を企業に受け入れてもらう方向性 だが，1日5h勤務になった分，給料が減ることを受け入れられる正社員がどれだけい るかアンケートを取って欲しい。お金がない余暇ほど，悲しい状況はないだろう。
（製造業 1，000人以上）
－学校では就業形態の区分が難しい。非常勤講師でもコマ数（週当りの授業受け持ち数）の多い少ないで，契約社員と有期パートに区分したが，そもそも正社員（専任教職員）と契約社員（担当コマ数が多い非常勤講師など）とは大きく業務内容や責任範囲が異なる。又，教科や本人の能力等で個々に契約コマ数が異なるので一般的 な同一労働同一賃金の考えは適用出来ないと思います。（教育•学習支援業 100～ 299人）
－縁があれば正社員に登用していきたい。むしろ，正社員に転換してほしい。（本人 が希望しない。）（情報通信業 100～299人）

## 27． 4 高齢者の雇用に関して

－当社は再雇用としての契約社員とパートを取っている。この様な形で取ってしまう と，新人を入れることが出来ず，毎年1歳年をとってしまい，当社の平均年齢は48歳で一番年下の者は27歳であり若い者を入れたいが，国の再雇用するべし！！の言葉通り対応した結果が，平均年齢の高年齢化！！再雇用するのか？新人（若い者） を取るのか？国はどう考えているのか？（製造業 30 ～99人）

## 27.5 行政への要望

－企業負担が増加するなかで，政府および自治体の支援やサポートが少ないと感じ る。積極的に取り組んでいる企業への優遇措置や中小企業向けのハードルを下げる施策が望まれると思う。（サービス業 30～99人）
－無期転換制度における，第二定年前後に入社し，その後 5 年間経過した場合の無期転換について考え方が難しい。当社の場合，70歳が第二定年としている事から，そ の前後の入社をどうしたものか思案に困っている。上記においてわかりやすい考え方があれば，マニュアルを作成していただきたい（卸売•小売業 1，000人以上）
－現在の環境では特に子育て世代において無期で働きづらい状況です。育休や産休を とってもやはり，金銭的に厳しく，働かないといけないのに，無期だと責任感の強 い日本人は働きにくい雰囲気があります。まずは家庭があっても給料が良く働きや すい環境の整備や，金銭的なフォローが必要と思います。増税，社会保障費の増加 は一般家庭ではかなりの負担です。（卸売•小売業 30～99人）

## 27.6 その他

－近年の労働法関連の改正は，あまりにも企業側の負担が重すぎる。法の趣旨は理解 できるが，それに伴う社内規程の整備，システムの改修，労務負担等非常に重い。 （卸売•小売業 500～999人）
－正職員，非常勤パートの求人をしても，十分な人材確保に至らず，長期に渡り求人 をかけている状沉もあり，人材確保とサービス向上，今後の大きな課題です。福祉業界は利用する高齢者は増加し，働き手を確保する為外国人雇用も，余儀なくされ ている，現状，賃金も少しずつ高くなり，経営層の運営管理も将来より大変となる と思われます。（医療•福祉 30～99人）
－人材の適性のマッチ・アンマッチがありえるので，会社側•雇用される側の意見を本音で交わしてから，信頼関係を築くのが長い目で見て大事だと思います。機械の パーツみたいに行政の数字合わせでうまくいければ楽なんですが，色々と難しいで す。（飲食店，宿泊業 30～99人）

